

東京地方裁判所 民事19部 御中

裁判長 武 智 舞 子 様

事件番号 平成22年(ヨ)第21036号

## 地位保全等仮処分命令申立事件の早期決定を要請する団体署名

債務者(株ラピュタ)社長である川邊龍雄は、06年4月に同社女性従業員に暴力行為をはたらきました。この暴力事件をきっかけとして結成された労働組合の委員長が債権者である須賀信生氏です。

組合結成以来、社長には何度も団体交渉を申し入れ、職場での暴力・暴言の禁止をはじめとする就労環境の改善を求めてきました。しかし、団体交渉の拒否や解雇をちらつかせた組合脱退の強要など、社長の不当労働行為はエスカレートする一方でした。昨年3月分の賃金では、債権者である須賀委員長の給与を一方的に減額させるなど、労働組合への報復行為も開始されました。

須賀信生を委員長とする組合では一連の社長による不法行為を断罪すべく、平成19年11月には労働審判を、平成20年7月には新宿労働基準監督署へ申告、平成21年4月には東京地裁で残業代未払い請求を申し立ててきました。上記3件はいずれも組合側主張を全面的に認める審判、是正勧告、判決がそれぞれ確定しています。また、現在係争中の事件としては東京都労働委員会に申し立てた不当労働行為救済命令があります。こちらは昨年末に結審し、今春中にも命令公布がなされる見込みです。

こうした、公的機関による不法行為の事実認定にもかかわらず、社長は真摯に反省するどころか、かえって組合を逆恨みし、この度の委員長に対する解雇に至ったのです。

解雇撤回を求めた組合への回答は、「撤回しません」の一言に加えて猫が後ろ向きでお尻をむき出しにした社長によるイラストを付したFAXだけです。このような社長の組合敵視の姿勢は、未だに解雇事由すら明らかにせず、離職票の発給までも拒否していることから明らかです。

社長の組合に対する報復行為とも言える今回の一方的解雇で、須賀委員長は生活を奪われました。自主交渉による解決が極めて困難な状況から、やむを得ず提訴に至った次第です。貴裁判所の公正かつ早期のご判断を要請するものです。

2010(平成22)年 月

住 所

団 体 名

代 表 者

<署名送付先・連絡先>

〒113-0033 東京都文京区本郷2-12-9-301 映演労連内  
ラピュタ闘争支援共闘会議  
電話 03(5689)3970 fax03(5689)9585